重大な事故又は不祥事等に関する報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申請者の主たる

事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂の指定管理者の指定を申請するに当たり、令和７年４月21日から起算して過去３年間に生じた重大な事故又は不祥事等について、次のとおり報告します。

１　重大な事故又は不祥事等の有無

２　発生年月日、発生場所、事件又は不祥事等の別及びその概要

３　発生時の対応及び帰責事由の有無

４　発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

５　現在の状況（紛争継続の有無等）

（留意事項）

重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去３年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体等の役員若しくは職員※１の行為により生じた次のものを指します（「指定管理者制度の運用に関する指針」Ⅳ１(5)イ「中項目、小項目」(10)を参照）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 重大な事故 | | 「神奈川県指名停止等措置要領」第２条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの | |
|  | 行政処分※２ |  | 団体が行う業務に関し、法令等に違反し社会的影響が大きい行政処分（不利益処分） |
| 不祥事 | | 神奈川県職員の「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの | |

※１　対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員

・　すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

※２ なお、「重大な事故」に該当する「行政処分」の判断については、外部評価委員会へ報告して評価を受ける必要があるため、団体が行う業務に関し、法令違反により行政処分（不利益処分）を受けている場合は、県内外の事業所を含め、社会的影響の大小にかかわらず報告の対象となります。